

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理の基本方針

令和6年2月6日  
石川県生活環境部

1. 基本方針の位置づけ

令和6年能登半島地震により発生した県内の災害廃棄物の処理についての基本的な方針を定めるもの。今後、本基本方針を踏まえて、災害廃棄物の具体的な処理方法、スケジュール等を検討し、石川県災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2. 処理の対象

令和6年能登半島地震により発生した災害廃棄物を対象とする。

3. 処理主体

市町（廃棄物処理法第4条第1項）

【県の役割】（廃棄物処理法第4条第2項、第4条の2）

- 被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援
- 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための国、他都道府県、民間事業者団体等との広域的な連携調整
- 市町による処理が困難な場合における人的支援や事務支援等の調整
- 災害廃棄物処理全体の進捗管理

4. 災害廃棄物の発生推計量

概ね240万トン。  
ただし、被害状況の把握の進展等を踏まえて適宜見直す。

5. 処理期間

令和7年度末の処理完了を目標とする。  
ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直す。

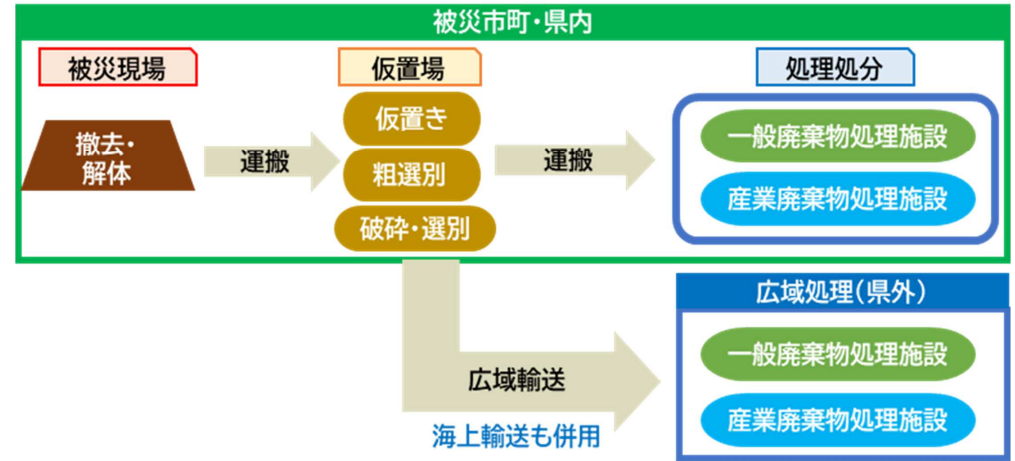
6. 処理方法

- 被災者の生活再建を最優先とし、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。
- 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努める。
- 損壊家屋等の解体・撤去は、現場における分別解体を原則とする。
- 市町の一般廃棄物処理施設での処理を原則とし、自市町での処理が困難な場合は、県内の一般廃棄物や産業廃棄物の処理施設を活用するとともに、目標処理期間内での処理完了に向け、県外での広域処理（海上輸送を含む。）を行う。

7. 財源

国の補助制度を活用する。

(参考) 災害廃棄物処理工程イメージ



全体工程（案）

	令和5年度			令和6年度											令和7年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
県災害廃棄物処理実行計画	★ 計画の実行（必要に応じて見直し）																										
	★ 基本方針の策定			★ 実行計画の策定																							
県内処理	仮置場の設置運営	★ 開設			設置運営																						
	公費解体工事の実施	★ 受付			解体工事実施																						
	災害廃棄物の処理	★ 運搬、処分																									
広域処理	★ 調整																										
	★ 運搬、処分																										